

第3回世田谷区環境審議会

日時：令和6年7月4日（木）
午後3時～

会場：オンライン会議

午後 3 時開会

○中西環境政策部長 環境政策部長の中西でございます。定刻になりましたので、これより令和 6 年第 3 回世田谷区環境審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

当審議会ですけれども、Z o o mでのオンライン開催とさせていただいております。円滑な会議運営に何とぞ御協力をお願いいたします。

Z o o mでの会議進行の注意事項につきましては、毎回御案内しておりますので、説明は省略させていただきます。先日お送りいたしましたメールにてお知らせしたとおりですので、必要があれば御確認いただければと思います。

さて、本日は、瀬沼委員、村山委員、飯島委員、岩波委員、田中敏文委員の 5 名からあらかじめ御欠席という御連絡をいただいておりますけれども、審議会委員 14 名のうち 9 名の御出席によりまして、定足数の過半数は満たしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、傍聴について御報告いたします。本日、2 名の方が傍聴を予定しております。

次に、資料の確認をいたします。事務局よりお願いいたします。

○上原環境計画課長 それでは、事務局より本日の資料の確認をいたします。

まず次第でございます。続きまして、第 15 期環境審議会委員名簿でございます。次に、審議資料 1 といたしまして、新たな世田谷区環境基本計画の策定について。次に報告資料 1、「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和 5 年度実績報告について。報告資料 2、世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第 6 期計画）案について。報告資料 3、公共施設省エネ・再エネ指針（案）について。報告資料 4、開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について。それから、情報提供資料として添付させていただきました世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画【概要版】。最後に、補足資料といたしまして、環境基本計画素案に対する事前質問・意見一覧と令和 6 年度第 3 回環境審議会事前質問・意見一覧となります。事前にデータを送らせていただいておりますが、お手元がない方がいらっしゃいましたら、おっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、以上で資料確認を終わります。

○中西環境政策部長 本来であれば、ここで副区長の岩本より御挨拶申し上げるところな

んですけれども、岩本も本日、急病で、すみません、欠席となっておりますので、代わりに私が行政を代表いたしまして御挨拶させていただきます。

改めまして、環境政策に御尽力賜り、ありがとうございます。令和6年5月、国におきましては、第六次環境基本計画が閣議決定されております。第一次環境基本計画から30年という節目の策定になりますけれども、内容としては、国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質を実現するために、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長、発展できる循環共生型社会を目指すことや、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような横断的な取組を重点戦略として設定するといったものが掲げられております。これら国の計画の内容ですけれども、区で現在議論しております環境基本計画において、一人一人が良好な環境を保っていくために手入れを行っていく。また、その取組が地域に広がり、地域がよくなることで一人一人の環境への手入れがさらに進むといった循環の理念とか、あるいは「計画策定のねらい」で分野横断的な視点の強化というのも掲げてございますけれども、こちらにも通じるところでございます。

さて、この次期環境基本計画策定で、素案につきましては8月に庁内の会議に諮り、9月に議会報告をさせていただく予定となっております。その後、パブリックコメントを実施いたしますが、策定作業も重要な局面となってきておりまして、本日も委員の皆様方に率直な御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではここから、私から会長に進行をバトンタッチしたいと思いますので、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○森本会長 皆さん、暑いところ大変御苦勞さまでございます。本日、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここから私のほうで議事を進行させていただきたいと思います。

本日の審議会議事録につきましては、これまでと同様に、出席していただいた全員に確認していただいた上で確定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

お手元の次第にありますとおりで、本日は諮問事項の審議が1件、それから報告事項が4件、それから情報提供事項が1件となっております。

最初の審議案件である新たな世田谷区環境基本計画の策定につきまして、75分ぐらい時間を使いたいと考えてございますので、御協力をお願いしたいと思います。

では早速、新たな世田谷区環境基本計画の策定についての審議ということで、区から簡

潔に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上原環境計画課長 環境計画課の上原でございます。私より御説明させていただきます。

まず、資料を共有させていただきます。

それでは、本日の最初の議題でございます審議案件(1)新たな世田谷区環境基本計画の策定について御説明させていただきます。

資料は審議資料1となり、資料右上に記載のページ番号を用いて説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。検討のプロセスにおける本日の位置でございます。前回の審議会で計画素案に向けて御議論をいただきました。また、先日は、事務局で作成した素案を委員の皆様へ送付させていただき、御意見を頂戴したところでございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、素案作成に向けて御協力をいただきまして、ありがとうございました。本日は、これまでの審議会や事前にいただきました御意見などを踏まえ、事務局において素案を取りまとめましたので、御説明をさせていただきます。

今後でございますが、本日御確認いただきました素案について、庁内調整、区議会等への報告なども行い、9月に区民へ公表し、パブリックコメントを実施してまいります。次回11月の審議会では、パブリックコメントの結果なども報告させていただき、答申に向けた基本計画案をお示しする予定でございます。

3ページを御覧ください。こちらは素案の構成となり、全体で8章の構成としてございます。

4ページを御覧ください。事務局でまとめました本日の議論のポイントを御説明させていただきます。

まず、第1章から第5章、こちらは計画の背景となる事項や理念、将来像など、これまで御議論いただきました部分を素案の形にまとめたものでございます。本日は前回からの変更点を主に御説明し、御確認いただきたいと思います。

「第6章 分野横断の取組み」として、相乗効果を上げる取組について、具体的な取組例を記載させていただいております。

第7章、将来像の実現に向けて計画を推進していくために必要なことについて、素案の形にまとめてまいりました。御確認をいただければと考えております。

最後に第8章、環境行動の指針として添付するものとなりますので、御覧いただければ

と思います。

それでは、5ページを御覧ください。5ページから14ページまでが、前回の審議会でいただきました御意見のまとめと、それを踏まえた変更点でございます。こちらにつきましては事前確認の際にも見ていただいておりますので、説明は省略させていただいております。

恐れ入りますが、別資料「環境基本計画素案に対する事前質問・意見一覧」を御覧ください。こちらの資料は、前回の審議会での御議論を踏まえてまとめた素案について、事前に委員の皆様へ送付させていただき、いただいた御意見をまとめたものでございます。詳細につきましては御覧いただければと思いますが、全体に係るものについて簡単に御説明をさせていただきます。

まず、カタカナ英語の使い方につきまして御意見をいただいております。「ネイチャーポジティブ」とか「レジリエント」など、言葉の使い方についてでございます。これを受けまして素案全体で用語の使い方を整理し、記載内容などを修正させていただいております。

3ページ、「第4章 めざす将来像」におきましては、区の基本構想や基本計画との整合性について御意見をいただき、修正をさせていただいております。

また、空き家に関する御意見もいただいております。言葉の記載について修正をさせていただいております。

続きまして、5ページ、「第5章 分野ごとの方向性」について、記載のとおり対応させていただいております。

8ページで「第6章 分野横断の取組み」です。

それから9ページ、「第7章 計画の推進」までで全体に御意見をいただいております。素案等に反映させていただいております。

それでは、恐れ入りますが審議資料1、新たな世田谷区環境基本計画の策定についてにお戻りください。

15ページを御覧ください。こちらからが素案になってございます。主に変更点を中心に説明させていただきます。

それでは、本編で19ページから御覧ください。まず、こちらは「第1章 計画策定の基本的事項」となりまして、19ページと20ページが記載となっております。こちらについては前回と特に変更点はございません。

それから、21ページでございます。「第2章 計画策定の視点」でございます。21ページから27ページが、計画の背景となる国際社会、国、東京都の動向などをまとめさせていただいております。記述の修正等を行っておりますが、基本的には変更点はございません。

続きまして28ページ、「『環境』の特徴」をまとめたところでございます。こちら大きな変更はございません。

続きまして、29ページと30ページが「計画策定のねらい」をまとめたものでございます。記述の精査は行っておりますが、「総合計画としての性格・位置付けの強化」、「分野横断的な視点の強化」という部分につきまして、変更点はございません。

続きまして、31ページを御覧ください。「第3章 基本方針」となります。31ページと32ページで、本計画における「『環境』の範囲」をまとめてございます。こちらにつきましても、前回までの御説明で特に変更点はございません。

続きまして、33ページを御覧ください。33ページと34ページで計画の「理念」をまとめさせていただいております。前回の審議会で、本計画の基本的な理念としております「手入れ」につきまして、分かりやすい説明が必要との御意見をいただいております。これを受けまして、理念に関しまして詳細な説明を加えさせていただいております。

さらに、「トレード・オン」との関係性につきましても、文中に説明を加えさせていただいております。

続きまして、35ページを御覧ください。「せたがやライフスタイル」に関しまして、具体的に提示したほうが良いという御意見をいただいております。それを受けまして、こちらのコラムにまとめさせていただきました。この中で「手入れ」の考え方とライフスタイルの関係性を説明するとともに、具体的な事例なども盛り込んで、分かりやすい記載とさせていただきます。

続きまして、36ページを御覧ください。「第4章 めざす将来像」となります。こちら、ビジョンにつきまして、御意見を踏まえ記載を修正させていただいております。

続きまして、37ページを御覧ください。37ページから44ページまでが区の環境に関する特徴をまとめているところでございます。こちらにつきましては、記述の一部修正はしておりますが、基本的な変更点はございません。

続きまして、45ページを御覧ください。「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」の3つの階層ごとに将来像をまとめております。

46ページを御覧ください。本日は出来上がっておりませんが、階層ごとに将来像のイメージをこのような形でお示しをする予定でございます。イラストで、将来像が実装されたまちの姿を表現するような形を現在検討しているところでございます。

続きまして、48ページを御覧ください。こちら、「生活環境」の将来像でございますが、審議会からいただいております御意見を踏まえて、空き家に関する記載を追記させていただきます。

続きまして、49ページを御覧ください。「第5章 分野ごとの方向性」でございます。各分野の示し方やまとめ方などで御意見を頂戴し、整理させていただくとともに、注記を加えるなど、分かりやすい記述とさせていただきます。変更点の主な部分でございますが、「みどり」、「農」、「グリーンインフラ」につきましては、みどりの基本計画において一体で捉えているものでございます。一方で、本計画においては、個別に課題を有する分野として分けておりますので、その旨につきまして注記を加えさせていただきます。こちらの※1の部分でございます。

また、50ページの一番上のところでございますが、前は「消費・資源循環」としておりました分野につきまして、いただきました御意見等を踏まえ、消費の捉え方をより分かりやすくするため、分野名称を「消費と共創・資源循環」といたしまして、記載の意図を注記で追記をさせていただきます。そのほか、庁内調整における細かい修正とコラムの設置等を全体で行っているところでございます。

続きまして、77ページを御覧ください。「第6章 分野横断の取組み」となります。前回いただきました御意見を踏まえ、まとめさせていただきます。

78ページを御覧ください。「分野横断によるねらい」の1つ目として「課題の統合的解決」を記載させていただきます。統合的解決の考え方として、そこで生じるトレード・オフの解消について、御意見を踏まえて記載のとおりまとめさせていただきます。

79ページが「多面的なアプローチによる行動促進」と「効果の増進」で、御意見を踏まえ、表現の仕方なども若干修正をさせていただきます。

続きまして、84ページを御覧ください。「5 相乗効果を生む取組み」でございます。前回及び事前の御意見等を踏まえまして、記載の4つの取組、「(1)『環境価値』の見える化」、「(2)環境教育・保全活動を通じた人づくり」、「(3)イノベーションの創出・活動支援」、「(4)地域づくりとの連携」という取組項目に整理させていただいて、図なども記載

させていただく形で表現をしております。

それでは、85ページを御覧ください。ここから88ページまでが、取組ごとに内容と具体的な取組例を記載してございます。こちらの『環境価値』の見える化」では、取組の項目や必要性を記述し、具体的な取組例として、エコ住宅における多面的な効果の見える化など、5例をまとめさせていただいております。同様にそれぞれの取組でも、概要と具体的な取組を記載させていただいております。

それでは、89ページを御覧ください。「第7章 計画の推進」でございます。事前の御意見も含めまして、審議会よりいただきました御意見を踏まえ、「1 実現に向けて」について、「(1)区民と環境との関係性の再構築」、「(2)区民等をバックアップする区の推進体制の構築」の2項目として整理をさせていただいております。

まず「(1)区民と環境との関係性の再構築」につきましては、本計画の理念である「手入れ」の推進のためには、区民の環境意識の向上と、それによる主体的な行動の創出が必要としており、そのための課題を記載の4項目に整理をしております。

次の90ページから取組の方向性を4つ記載させていただいております。①が「地域と個人のつながりの構築」となり、取組として、地域の情報を知る機会や地域を意識する機会の創出による地域への愛着づくりなど、記載の3項目にまとめさせていただいております。また、記載内容を補足するためのコラムなども記載させていただいております。

92ページが「②地域特性に応じたアプローチ」でございます。取組として、環境に関連する地域特性や地域資源を把握し、区の施策に活かすなど、2つを記載させていただいております。また、下の欄、まだ記載はできておりませんが、コラムといたしまして脱炭素地域づくりに関して御紹介したいと考えてございます。

続きまして93ページ、「③あらゆる主体との連携・協働」といたしまして、取組として町会などの地縁団体や環境団体などとの連携・協働など3つを記載させていただいております。また、下の欄にコラムとして「中間支援組織」に関するコラムを記載しております。

続きまして94ページ、「④効果的な普及啓発」でございます。区民の関心、活動ニーズを捉えた情報発信、PRなど3つにまとめさせていただいております。

また、95ページには、補足の説明といたしまして、『ナッジ』を活用した環境配慮行動の促進」というコラムを記載してございます。

以上が「(1)区民と環境との関係性の再構築」で取りまとめた取組でございます。

続きまして、96ページでございます。「(2)区民等をバックアップする区の推進体制の構築」についてです。本計画の推進に当たり、区が組織として有する人員や財源、情報などのリソースについて、最大限活用していくための、取組をまとめたものでございます。

4項目の「課題」と「対応の方向性」といたしまして、「①環境施策への庁内の理解醸成」、「②デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化」、「③柔軟な組織・事業運営」、「④先進的な知見を有する外部機関との連携」の4点に整理をさせていただいております。

続きまして、98ページになります。「施策への実装と評価」でございます。本計画は、本区の環境に関する総合計画として作成するものであり、具体的な施策・事業及び進捗管理につきましては、各分野における個別計画で進めてまいります。そのため、本計画で示した理念や分野ごとの方向性、分野横断の取組については個別計画や施策に反映していく、最終的に本計画の将来像に対してどのように進んだかを評価していくというステップをまとめたものでございます。

また、環境審議会におかれましては、毎年度初めに環境関連の施策や事業についての御報告、その他必要に応じて行っております個別計画や施策の実施状況などについての御報告及び情報提供で全体の進捗を把握していただき、令和13年度からとなりますこの次の環境基本計画策定の議論を行うに当たって、本計画期間における区の環境施策全般を評価し、環境審議会でも評価をいただきたいと考えてございます。

続きまして、99ページを御覧ください。99ページと100ページが、「区民」、「事業者」、「行政」のそれぞれの環境行動の取組を指針としてまとめた「環境行動指針」でございます。

続きまして、101ページを御覧ください。資料編となりまして、こちらは今後取りまとめてまいりたいと考えてございます。

102ページ以降は、今御説明しました素案全体を概要版としてまとめたものでございますが、説明は省略させていただきます。

素案の説明につきましては以上となります。

○森本会長　ありがとうございました。

それでは、今から議論に入りたいと思いますけれども、ただいまの説明について、何か御質問、御意見がありましたら、手を挙げていただければ、順次お指ししていこうと考えております。

○堅山委員 堅山です。非常に短期間にいろいろ御対応いただきまして、本当にありがとうございます。いろんなことがかなり明確になってきたと思うのですが、何点か確認と意見がありますが、会長、全般でしゃべっていいですか、それとも何か範囲を決めて……。

○森本会長 これはもう全般でやらせていただきましょう。お願いいたします。

○堅山委員 では、「せたがやライフスタイル」のところよろしいでしょうか。35ページですね。ここで事前に意見を出させていただいたのですが、改めて確認です。カーボンニュートラルを踏まえた脱炭素ライフスタイルという話を踏まえて、脱炭素ライフスタイルを具体的にすることから、せたがやライフスタイルというところに進んだと思います。ここに書いてあるのは、手入りを主体としたライフスタイルで、脱炭素ライフスタイルというのは、別途提示をされるという理解でいいのでしょうか。これが1点目です。

○森本会長 まず、事務局から答えていただきます。

○上原環境計画課長 今の形でお示ししたいと思っておりますので、脱炭素ライフスタイルというもので改めて環境基本計画の中で提示するということはしない予定です。温対計画のほうでも、ライフスタイルですとか脱炭素の取組の仕方みたいなものは記載しておりますので、そういった範疇の中で含めていければと考えております。

○堅山委員 分かりました。脱炭素ライフスタイルというのが分かりにくいので、なるべく分かりやすくという中で、このせたがやライフスタイルという話が出てきたと思います。その辺、どこかでまとめていただけるとありがたいなと思います。

最初の質問は以上です。

2 番目ですが、50ページ、具体的なイメージの「分野ごとの方向性」のところを出していただけますか。

○森本会長 「消費と共創・資源循環」というところですね。

○堅山委員 はい、「消費と共創・資源循環」です。説明文章ですが、資源循環を説明して、資源循環から共創の話に入っています。消費そのものの話を最初に持ってきて、資源循環、共創が絡むなら共創という説明のほうが、後半部分とも説明の仕方が合ってくると思います。例えば「環境に配慮した消費行動を定着させるため、エシカル消費の理解を広げていく必要があります」みたいなことを書いて、その次に資源循環の話が来るという展開のほうがいいと思います。資源循環のことだけを書いてあるような形になっているので、ここの書き方がどうかなということで引っかかりました。共創については資源循環だ

けに関わるわけじゃなくて、消費全体に関わるから入れるという御意見がありました。私は分かりにくくなるからと反対したのですけれども、もしそういうご意見であれば、資源循環じゃなくて消費にも関わるというような書きぶりに変えたほうが、ここは分かりやすいと思います。

○森本会長 続けてお願いします。

○堅山委員 それから、気になっている「農」のところを出していただけますでしょうか。「農」の「対応の方向性」のところですね。これも事前意見に出しましたが、「農」については方向性を、世田谷区農業振興計画で、非常によく分析されて、課題もあげられ、これに沿って方向性が書かれていると思います。ただ、世田谷区農業振興計画は生産者の視点でまとめられています。ここに環境の視点を入れてはどうかと思います。具体的に2点あります。1つ目は、せたがやそだちブランドの話と地産地消の話です。地産地消というのが非常に環境へのインパクトが大きい話です。エネルギーの効率化と排ガスの削減が絡んでいます。それから、農業の環境負荷、農薬問題を入れていただいたのですけれども、せたがやそだちのブランドを上げるためにも、安心安全の観点でいうと、化学肥料とかビーズ型のマイクロプラスチック肥料・飼料の使用を差し控える環境に配慮した農業を推進するという環境の視点をここに入れてほしいです。環境の視点という形で、この部分を何とかできないかなというのが私の意見です。

最後に、98ページの施策の展開のところですね。ここも事前意見を出させていただき、反映して分かりやすくしていただいて、どうもありがとうございます。実は、一番ここが引っかかっています。なぜかという、この計画は、どちらかというと理念計画で、個々の施策は個別計画に記載され、それが反映されているかを確認するのがチェックですね、これがPDCAのCにあたります。これをどう行うかを一応書いてありますけれども、実効性があるのでしょうか。プロセスでいうと、反映してほしいこと、反映すべきことを、計画なり施策に対して明確に示し、出来上がったものをチェックする。その結果をまた1年たったらチェックする。そういうプロセスになると思います。これが十分できるのでしょうか。今でも会議等がありますけれども、実際に紙に落として指示とかお願いとか依頼をした上で、それがどう反映したかという報告を求めるプロセスがないと、多分ぼんやりとした話で終わってしまうような気がします。そういう意味で、指標がないということも踏まえて、具体的にどうやるか、きちんとプロセスを含めて示したほうがいいのではないのでしょうか。

2点目ですけれども、本計画に指標はないですけれども、基本計画では成果指標というのがあります。それとの関係はどうなるのか。要するに、基本計画のほうで成果指標の環境に関する事とか、みどりに関する事とかを、その指標をもって、評価をしていくのか、この辺がよく分らないです。評価指標がないだけに。ただ各部門・課が、入れているかどうかだけチェックしますでは、具体的ではないじゃないかなというのが私の意見です。最後のところは一番気になっているところなので、明確化していただきたく、よろしくお願いします。

○森本会長　ありがとうございます。

それでは、取りあえず事務局から順番にお願いしてよろしいですか。

○中西環境政策部長　まず、消費のところですけども、50ページですけども、御指摘のところはあるかなと思います。そもそもタイトルの順番も、「消費と共創・資源循環」になっているのに、資源循環に全部くるんでいる書き方になっていて、これはもとの書き方がそもそも資源循環だけで、消費が入り、共創が入りというようになっていったときに、ちょっと文章の整合的におかしくなっているのかなというところが若干あるかなと思うので、ここについては、後段のほうの説明をベースに、戻していくような形で整理させていただければと思います。これが1点目です。

それから、68、69ページの「農」のところで環境の視点をもう少し盛り込めないかということなんですけれども、地産地消に関しては、経済の面でも、環境・エネルギーの面でも、御指摘のとおり非常に重要なことだと思うので、その点を少し書き込むことはできるのかなとは思いますが。

さっきもう一つおっしゃっていたのは、マイクロプラスチックを使わないみたいなことも含めて、もうちょっと環境配慮型の農業をという表現を強められないかという御指摘だったかと思うんですけども、具体的にどこまで書けるかは、少し農業政策側との相談は要るんですが、基本的な視点はそのとおりなのかなと思うので、環境に配慮し、やっという農業というようなニュアンスをもう少し加えられるようにとは思いますが。

最後、98ページのところで、実効性が保てるのかというところで、実効性を保つようにしますと言えいいのかという話だとは思いますが、まず基本計画の成果指標との関係について言うと、基本計画は、あの成果指標をどこで担保するかというと、今回の基本計画だと、後ろのほうに入っている実施計画で年度計画があり、K P I も持っていて、それを担保するという事になっている。その実施計画とパラレルになっているのが、各課で個別

につくる実行計画的な計画ですね、個別計画と我々が言っているものですが、各分野の個別計画のところでは取っている、あちらをどうやって担保していくんだというのは、その流れの中できちんとPDCAを回しつつ、チェックもかけて、最終的にはできたのかできないのかという評価をしていくというふうになっています。政策評価という仕組みがありまして、その中でしっかり担保されるようにはなっている、この環境基本計画のPDCAを回していく中でやると二重にチェックをかけることになるので、そちらのほうに役割を移しているというような関係ですね。

環境基本計画のほうは、どちらかといいますと、これをつくる際から申し上げていますけれども、取りこぼしを少なくしたいと思っている計画です。KPIを立てて、それを実際、実現することに腐心すると、めちゃくちゃ縦割りになって、取りこぼしが出てくるので、この環境基本計画というのは、全体を目配りして、ここの隙間で何もやらなかったみたいなことはないようにしようよという計画なので、この計画で全体のイメージを示させていただいていることが、きちんと個別の計画に何らかの形で反映されているのかというのをしっかりチェックしていくのが重要だと思っているんですね。なので、我々は今後、個別の計画の策定の際にも呼ばれて、きちんとそこでチェックの目を光らせていくわけですが、そこでしっかりやっていく。その結果、どのように現れたかというのは、この環境審議会でもこういうふうに計画がつくられています、あるいはつくられましたということの報告であるとか、計画によっては、ここに直接諮問をしていくというところもあるので、審議会としても、その場でしっかりチェックをしていただくということを考えているんですね。そういったプロセスをもう少し具体的にということであれば、ちょっとそこについては表現を工夫したいと思っています。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○堅山委員 確認ですが、各分野計画は、必ずしも期間とかがこの環境計画と整合するわけではないと思います。そういう意味でいうと、年度ごとの年次計画、そういう言い方を役所のほうでするかどうかわかりませんが、年次計画における「施策への反映」のところが特に大事だと思います。それは今の御発言からいうと、年次計画のヒアリングの場に環境政策部も出席して、そこでまず反映されているかのチェックをしますと。出来上がったものをまたもう一度チェックされるというような書き方になると思うのですが、さらにそれをやった上で、結果の確認の際にも環境政策部は出て、これは実際はどうなんだ、できていると言っているけれども本当に反映しているのかというような確認をさ

れる。そういうプロセスがあるという理解でいいですか。

○中西環境政策部長 まず、計画の策定のところでは、今、堅山さんがおっしゃったような形になります。また、年次ごとの施策というのは、計画からさらに具体化されて、予算化されて出てくるわけですが、それが各年度どうなっているのかというのは、私どものほうで、審議会への報告ということも目的の一つとして、各部からヒアリングをして年度の頭にまとめます。その中でどうやって反映されているのかというところは、再度チェックをかけていく。そのようなプロセスがあります。

一方で、それが実際、どのように実現できたのかというのは、計画ごとにPDCAのサイクルが異なっているんですけれども、それについても各部の各計画ごとに何らかの形で報告がされるので、そこをきちんとモニタリングをしながら見ていくのかなと。そのうちの一つのツールが、特に重要な施策については、世田谷区実施計画のPDCAは毎年必ず政策評価という形で行われるので、そこでKPIも含めてモニタリングをしていくというプロセスがありますということです。

○堅山委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。私からもちょっとコメントさせよう、この計画策定のプロセスの中で各部とも議論していただいて、いわば各部も認識してつくっていただいているところがあるので、それをチェック、フォローしていくというのがある。

もう一つは、この横断的なところ、横串のところですね。この横串のところは、各部で必ずしも常に見ているわけじゃないので、そこはいろんな機会を通じて、環境部門のほうから各部に啓発していくというプロセスが必要なのかなと思います。すみません、コメントさせてもらいました。

佐藤先生からチャットに御意見というかアイデアをいただいたので、ちょっと佐藤先生、説明していただいてよろしいでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。まずは下のほうからです、下のほうが具体的なので。先ほどの堅山委員の話と実はつながってはいるんですけれども、50ページの下に、共創というのを書いたときに説明が書いてあったかなと思うんですが、ぜひそこに、今までは消費の選択というものが消費者に任されていたんだけど、これからは、消費の共創というものは、生産と調達と消費の効果的なリンクなんだということを書いていた——そう、※2のところですね。そんなところを少し加筆していただければと思います。

1点目、上のほうは、これはあくまで今回の案件に関するものではないんですが、今後

検討するものになってくるかなと思います。全体を通して「リソース」とか「資源」という言葉が出てくるんですが、「資本」という言葉が出てきていない。御存じのとおり、今、自然資本という言葉が言われてきている今日において、資本というのは、やっぱり育てていけば増えていくという考え方であるということがまず1点。

あとは、企業用語の中で、やはり財務と非財務を統合していこうという動きが、今、統合報告の文脈の中で行われておりますが、地域社会においても同じことが言えるんだと私は思っています。いわゆる税収としての財務、そして様々な企業体の活動するものも、財務にも当然すごく影響を及ぼしてくるわけですが、実は世田谷区の中にある非財務と呼ばれているような様々な資本というものも、統合していきながら豊かにしていくんだと、そんなメッセージが全体に出てくるといいのかなと思います。

今回のこの計画に関わるものになるのか今後になるのかについては会長のほうにお任せしたいと思いますが、しかしながら、様々な自分たちの社会インフラ等々の製造資本もありますし、人が育つということは、それを生かすことにもなりますし、社会関係というものも生かすことになりますし、自然もより豊かにしていくことになりますので、今後こういうような言葉が出てくると、資源を使うという発想から、資本を増やすということになるのかなと思います。あくまでもこれはアイデアということになります。

以上です。ありがとうございました。

○森本会長　ありがとうございます。とても示唆に富んだ御指摘だと思います。

事務局、いかがですか。

○中西環境政策部長　御指摘のとおり、資本はきちんと育てていくものという概念を持っていくことが必要なのかなと。そもそも、何で手入れしていくのというのは、資源を浪費しないということだけではなくて、きちんとメンテナンスをしたり、価値を付加していきながら、だんだんと育てていくものだということにもつながると思うので、ちょっとどういう形になるか、コラムで取り上げる形もあり得るのかなと思うので、少し言葉は何か出せるような工夫をできればと思います。ありがとうございます。

○森本会長　どうもありがとうございます。確かに手入れの議論と非常に密接につながっているような気がしますので、ぜひよろしくお願いいたします。

井上委員、よろしくお願いいたします。

○井上委員　井上です。全般的なところでは特にはないんですけども、すごくよくまとまっているかなと思っております。

1点、第7章に、どうやって計画を推進していくのかみたいなことで書かれているんですけども、ここの箇所は、文章でいろいろ書かれているんですけども、実際、推進していくに当たって、区民もそうですし、中間支援組織といったところもありますし、「農」ですと農家さん、それも個人の方、民間の方ですし、空き家なんかも民間の土地、そういったいろんなステークホルダーがいて、この計画がどうそのステークホルダーに伝わっていくのか、伝えていくのか、それをつくり上げていくのか、そういったようなところを、ちょっとひとつ絵を入れてもいいのかなと。この基本計画を軸に、いろんなステークホルダーがいて、そこに波及していくみたいなイメージがひとつ持てたらいいのかなと思っていますし、冒頭に申しましたように、これを本当にどうやってエグゼキュートというんですか、実行していくのか。いろいろなステークホルダー、いろいろな立場、いろいろな価値観とか優先順位がある中で、脱炭素という言葉だけではなかなか進まないところもあると思うので、その辺を何かうまく伝えられるようなピクチャーがあるといいかなと思いました。意見です。

○森本会長 ありがとうございます。

事務局、今の先生の御意見、いかがでございますか。

○上原環境計画課長 ありがとうございます。環境計画課の上原です。基本的に、おっしゃっていただいたことについては、計画の中には盛り込まれている部分であろうかと思っております。評価もいただいたものと思っております。それをイメージなどで示したほうがいいという御意見だと思いますので、これから案にしていく中で、表現としてそういったものが取り込めないか、ちょっと検討させていただければと思います。御意見ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、甲斐委員、手を挙げていらっしゃいますのでお願いします。

○甲斐委員 85ページを出してもらっていいですか。『環境価値』の見える化」のところで、この内容的には、僕が何度か発言してきた、環境の体感価値をきちんとつくり上げていくこと自体が意味があるんだという話をしていただけたんですけども、そのくくりがここでは、環境価値の見える化といった位置づけになっているんですね。体感価値を実態化させることと見える化させることはちょっと意味が違うというのを確認しておきたいと思っていて、価値の見える化というのは、基本的には、環境価値を情報として扱っているということだと思うんですね。その情報をどうやってより分かりやすくしていったらいい、その情報

をいろんな人たちにアクセスさせる、また、届けるということを徹底させながら、環境価値に気づいてもらおうよということをその後の中でもずっと展開しているわけですが、実は、見える化という情報のレベルは、基本的にはそれを読み解こうとするような主体的なアクセスがないと、基本的には情報発信しても届かない。そういった問題があると思うんですね。

結局、問題意識のある人たちは、きちんと見える化されていれば、どんどんどんどんそういったものを吸収して深めていくだろうということは多分起こるので、そのことをきちんとやることは意味があるんだけど、もう一つ重要なのは、そもそもそこに気づきもないし、問題意識も感じていない、そこに主体性がない、自分のこと化していない人たちに対して、幾ら見える化していても、そのことに対して自分にとっての重要性みたいなものを感じなければ、その情報に対してアクセスしないということなんです。

それに対して、環境そのものの価値というのは、僕が今まで何度か言ってきた話というのは、情報を超えて、そもそもがその場所で環境そのものを体感してしまえば、その体感そのものが生み出していく心地よさとか、そういった生理的な状況というのは、誰もが否定できない気づきを生み出して、結果として、そこに長時間滞在したり、それで滞留が起きて、人との交わりが起きて、またはその場所が使われる空間になって、活性化していくというようなことが、実は環境の持っている体感価値を使いこなすことによるいろんな可能性なわけですね。

だから、体感価値をきちんと実態化させて、それ自体を味わえる状況としてしつらえていくことがどんどんどんどん増えていくことが重要だと思っていて、単なる環境、そこに価値があるよという話じゃなくて、その環境そのものがきちんとした場としてしつらえられて、その場自体が何らかの形で活用される。例えばいろんな活用ができるわけですね。商店街の中にきちんとした環境があって、ただみどりがあるという話じゃなくて、その場所をちょっとした、憩えるような商店街の通りの環境の一つにしたりとか、その場所を人が休憩できるような場所にしたりとか、みんながそこでお弁当を持ち寄って食べられる場所にしたりとか、とにかくそういうようなことをきちんと整えて増やしていけばいくほど、体感を通した気づきが起きていくので、その体感するという実態そのものにもっともっと着眼しましょうよというのを強く打ち出して行って、その上で、さらに見える化していくというような形を持っていきながら、結果として、その体感からの気づき。その気づきを持った上で、気づきを自分の私的な領域にも活用しようとアクションがどんどん

どん発展していく、その入り口としての体感の実態化ということをすごく明確に位置づけたほうがよくて、何かここだと、どうしても見える化という1本でくくられていて、その後もずっと情報としての体験価値というように後の文脈も出来上がってきているので、その流れについての調整がすごく気になっています。

○森本会長 ちょっと私の意見を言わせてもらって、この「概要」のところに、いわゆる実感の重要性みたいなのは結構しっかり書いてくれているんですけども……。

○甲斐委員 そうですね、そこは入れていただいたという感じは、分かっています。

○森本会長 その上で、例えばタイトルが「見える化」だと狭くなるんじゃないかと、こんなイメージですかね。そうでもない？

○甲斐委員 やっぱ概念を分けたほうがいいと思ったんです。見える化ということは重要だけれども、一方で、一体感の場自体を増やすことが、別のもっともっと訴求力があるんだと。

○森本会長 なるほど。

○甲斐委員 「見える化」は、やっぱり体感価値を情報に置き換えているんだというふうに感じてしまうんですね。

○森本会長 なるほど。

○甲斐委員 要するに、「環境価値」そのものに人に訴える力があるので、その訴える価値というものを、1回情報に置き換える必要はないというのが僕の意見なんですね。

○森本会長 なるほど。

○中西環境政策部長 私から少しコメントさせていただきます。体感価値の重要性というのは、実は庁内で、この基本計画の議論の最初の最初で大きく議論したところだったんですけども、ちゃんと章立てしてやれていないというのが、今御指摘いただいて改めて思ったところです。例えば64ページ、「みどり」の「対応の方向性」の◆の3つ目ですけども、「暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感できるよう、身近な自然に触れ、手を入れたり育てたりする場や機会を増やす」と言っているのも、例えば生物多様性ということを経験でだけ理解しようと思っても絶対に理解できないので、自然に自ら触れて、生き物のつながりがいかに豊かであるかということを実感して初めて理解につながっていくんだというような議論があって出てきた話だったわけです。

なので、本計画の中で手入れ、手入れとやたら言っているのも、手を触れることで体感するんだということを本当に根底に置いているんですけども、この85ページについて

は、ちょっと横串を刺すテーマって何だろう、情報にして見える化することなんじゃないのみたいなことで決まったがゆえに、ここの部分は見える化中心になってしまっているというところもあります。なので、体感価値の重要性というのを改めてどこかでもうちょっと書かなきゃいけないのかなというふうにも思うんですけれども、ちょっと「相乗効果を生む取組み」のところで書くのか、それとも別のところでもっと強調すべきなのかというのは、委員、御意見どうでしょうか。

○甲斐委員 普及だとか相互連携を増やすとか、そういった普及、発展、連携していくための構造そのものの中に、体感というのがすごく重要な役割を果たすんだよというところをきちんと組み込んだほうが、僕はいいと思うんですよね。

○中西環境政策部長 分かりました。そうすると、やっぱりこの「相乗効果を生む取組み」の中で、体感を実態化させるというような概念も、併せて横串の1本として考えたほうがいいよということですね。

○甲斐委員 そうですね、全体に影響する枠組みとして、もう1回出したほうがいいだろうと思いますね。

○中西環境政策部長 ちょっと柱を1本増やすのか、見える化とは明確に分けつつ、柱の1本に見える化の話と体感の実態化みたいな話を入れるのか、その辺の工夫をさせていただいてもよろしければ、はっきりと打ち出せるようにしたいなと思います。よろしいでしょうか。

○甲斐委員 どうぞどうぞ。何かまた質問があれば個別にでも受けますので、どうぞ言ってください。

○中西環境政策部長 はい。

○森本会長 では、私も含めてよく相談していきましょう。場合によっては、個別の(1)の前、例えば84ページの前文のところで体感の重要性を書いて、横断的に書いちゃうという方法もあるのかなと思ったんですけれどもね。

○甲斐委員 そうですね、84ページのここも、4本柱の中に「『環境価値』の見える化」という形で大きく立っているんですけども、これ自体が不十分だなという感覚が僕はあるんですよね。

○森本会長 なるほど。では、またよく相談させてください。ありがとうございました。

○甲斐委員 ありがとうございます。

○森本会長 ほかの先生方はいかがでしょう。

菅井さん、どうぞよろしくお願いします。

○菅井委員　お願いします。幾つかあるんですが、1つずつだと時間がかかると思うので、まとめて質問プラス意見を申し上げます。

まず、今回、上原課長から御説明があったところでしっかり理解できていないところがあるので、質問の意味もあるんですけども、今回の計画、全般的に、今日、上原課長が御説明したところの文章をもう1回始まる前に見ていたんですけども、いわゆる文章の主体というか、主語が誰なのか読みにくいところが幾つか、気になったところがありました。

89ページ、「第7章 計画の推進」の冒頭の文に、「区として全庁的に取り組む必要がありますが、本計画の理念や将来像の実現のための取組みは、環境政策部が中心となって推進します」と環境政策部が主語であるんですけども、この「計画の推進」の中をずっと読んでいくと、環境政策部がやるのか、区がやるのか、でも、区がやるとするとどこがやるのか、その辺が明確でないところが幾つか気になりました。

例えば92ページの「地域特性に応じたアプローチ」の文章で、上の◆の最後の文章で、「これらの各所管の地域資源等の情報を横断的に収集し、網羅的に把握することで、地域ごとの課題解決に活かします」と。これは誰が主語なのかというのが、この文章からだともよく読めないんですね。それぞれの各部に任せているのか。各所管の情報を横断的に収集するのは多分環境政策部だと思うんですけども、じゃ、それを網羅的に把握して、地域ごとの課題解決はそれぞれの部門がやるのか、環境政策部がやってくれるのか。こういうような表現が幾つかありました。それがあるので、もう少し文章のところをそれぞれもう一度見直していただくとありがたいなと思いました。

それから、環境政策部が立案のときに参加するという文章が92ページにあったと思うんですけども、これは、環境政策部がいろんな立案に関与するときに一言加えてほしいなと思ったのは、「予算を含めて立案時に参加する」とか、予算という言葉をしっかり出してほしいなと。予算のこともちらっと中西部長はおっしゃっていたと思うので、それは年次の計画を進めていく中で、予算がないとできないというのが大前提だと思うので、それを明確にしてほしいなというのは思いました。

それから最後、堅山委員からもお話がありましたけれども、私もこの「進捗管理」のところが非常に気になっていて、まず部長からの御説明がありましたけれども、正直、ああいった説明を文章にある程度反映させるような形で、この「進捗管理」のところに載せて

いただきたいなと思いました。特に、今回、指標を置いていないけれども、指標をどうやって追っていくかという御説明が先ほどあったと思うんですね。区として全体的なPDCAの中で追っていくことがあるという御説明だったと思うので、そういうことも含めて、この文章の中で説明されるべきじゃないかなと思います。今のこのイラストだけだと、どういう計画のチェックがされるのかが必ずしも明確でないと思いました。

それから、環境審議会の報告のところで、これも中西部長が、必要に応じて諮問をすることによって報告するというふうにおっしゃっていましたが、今この文章でも、「適宜『環境審議会』に報告し」となっていますが、環境審議会が開られない年があり得るというふうに私は聞いておりますので、そうであるとすると、この計画に基づく報告というのが一切その年度ではされないようなこともあり得る。要は諮問がなければできないということになってしまうと、この報告をするという文章が全く意味をなしてこないと思うので、環境審議会を必ずやるということがここで書けるのかどうか分かりませんが、もしも、そういうふうに担保されるのかということは、文章で何らかの形で反映させてほしいなと思いました。

○森本会長　ありがとうございます。執行と審議会との関係の議論にもちょっとなっているみたいですが、まず、事務局として、今の御指摘についてどうお考えか、ちょっと教えていただけますか。

○中西環境政策部長　では、幾つかいただきました。まず、主語については、確かにちょっと分かりにくいところがあるというのは御指摘のとおりだと思うので、少し整理させていただきます。

それと、予算を含めてというところですが、予算を含めるプロセスというのは、すんなりここに放り込めないのですが、おっしゃることは分かるので、ちょっと表現を工夫してみますというのが2点目です。

それから、指標をどうやって追いかけていくかを文章に書くべきだという話なんですけれども、指標にこだわっていらっしゃるのは非常によく分かるんですが、この環境基本計画は、個別の計画をそれぞれ統括して、それぞれ進捗を追いかけていくためにつくっている計画ではないと我々は考えているので、この計画の中では指標の追い方は書かせていただいていないんです。それは別のプロセスがあるので、そこでやっていますという説明をさっきさせていただいたんですけれども、そういうふうになっているということが役所の人間じゃなきゃ分からないよというのが多分御指摘の趣旨なんだろうなと思いましたの

で、そこについては、この計画で追いかけていくというのではなく、役所の仕組みとしてそういうふうになっていますということを何らか書けばいいのかなと思うので、そういう対応をさせていただこうかなと思いました。

○菅井委員　そういう対応でいいと思います。

○中西環境政策部長　はい、分かりました。

環境審議会の役割については、さっき、諮問しなければ報告されないんじゃないかというふうにおっしゃっていたんですけれども、この計画をつくるので諮問いたしますと諮問する計画もあれば、そうではない別のプロセス、例えば別の審議会で諮問をして策定をし、環境審議会にも別途報告するというタイプの計画もございます。それは諮問だったり報告だったり、環境審議会への情報の提供の仕方、もしくは意見の聴き方というのは変わってくるわけですが、いずれにせよ、どのように施策に反映されたのかということについては報告はさせていただくということで、このように書かせていただいておりますが、その辺が分かりにくいということであれば、その辺も工夫させていただきます。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○菅井委員　はい、お願いします。環境審議会が開催されないと報告できないというふうに聞いておったので、そこがそうでなくてもというか、環境審議会が開催されなくても報告できる方法があるのかどうか知りませんが、というか、諮問がないと開催されないというふうに理解していたので、そうすると、諮問がない年があった場合にどうなるのかなというのが気になったところです。

○森本会長　ありがとうございました。先生方の意見がうまく反映されるように工夫をしてください。

だんだん詰まってきたんですけれども、朝吹委員、田中委員、まだ御発言していないので、ぜひ御発言をお願いしたいと思います。それで最後に阿部副会長のほうから御発言いただければと。まず、朝吹委員、お願いいたします。

○朝吹委員　朝吹です。もしかしたら、これはここじゃなくて、報告資料2、3のほうで言ったほうがいいのかと思ってちょっと迷っていたんですけれども、今日の報告資料も拝見させていただいて、区の施設でこれから新築、改築したり、あとは改修をされる施設が、具体的な数字も資料で出てきたんですけれども、大変多くて、私のほうはちょっとびっくりしました。

そういった施設で、特に区民の多くが利用するような施設、それで省エネを新築でも改

修でもやっていただけると、それは区民の方々の体感にもつながりますし、区の施設だっ
たら見える化も当然されると思いますので、そういったところの効果を出しやすいのでは
ないかと思っております。今回の計画の中に、そういったことももう既に含まれているか
とは思いますが、ぜひ区の方では、予算の関係はいろいろあるかとは思いますが、
ぜひ頑張っていただいて、特に省エネ改修なんかは個人の家で完結してしまう
ので、個々の意識ある家庭ではやるんですけれども、なかなかそれが波及していかない、
普及していかないところがありますが、区の施設でやってもらいと、ちょっとは自分事化
するのかなと思ったりしていますので、計画に入れるかは別として、ぜひ推進していただ
きたいと思います。

○森本会長 エールを送られたので、ぜひコメントを。

○中西環境政策部長 公共施設で率先的にやることは非常に重要なことだと思っているの
で、新築、改築するものについて、基本的に全部やっていく。改修でやるものも、機会を
捉えながら可能なものをしていくという方針を掲げております。そのことによって、区
民の方にもきちんと具体のものをを見せていくということは、徹底してやらせていただきた
いと思います。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、田中真規子委員、お願いいたします。

○田中（真）委員 田中です。前回から比較してすごく分かりやすくなっていて、短い期
間の中で頑張っていたいただいたなというのを改めて感謝申し上げます。

私も、菅井委員の御指摘に比較的近いんですけれども、ちょっと拝見していて、やっぱ
り誰がやるんだろうというので少し読み取りにくいというか、うん？と感じる部分が何か
所がありました。

特に「分野ごとの方向性」の「脱炭素行動・エネルギー」という部分、例えばで挙げる
んですけれども、区民としての現状とか課題を整理されていて、「対応の方向性」って、
結局、区の政策に反映していくものになると思うんですけれども、何か区民の課題、事業
者の課題、区の課題と分かれているけれども、結局、区がやるんでしょうというところ、
何かこの章立てがすごく違和感があって、もう少し何か違うまとめ方があるんじゃないの
かなと思いました。多分それが主語というところが関係してくる。私が何か読み取りにく
いと思ったところが、主語という言葉で御意見いただいたところそのものかなと拝見して
いました。

○上原環境計画課長 御意見ありがとうございます。環境計画課です。基本的には主語は全て区になりまして、御指摘いただきました52ページ、「脱炭素行動・エネルギー」の「区民」という部分につきましては、区民の行動変容を促したり、家庭部門の脱炭素を進めていくに当たっての課題感を記載させていただいた上で、区としてその分野にどう取り組めばいいのかというところは記載させていただいたつもりでございます。ただ、御指摘のとおり、ちょっと分かりづらいという部分があるかと思いますので、文言については最後精査をさせていただいて、より分かりやすい形で検討させていただければと思います。

○田中（真）委員 ぜひよろしく願いいたします。ちょっと「区民」、「事業者」というと、そこに責任を負わされるというか、何か問題を突きつけられているように思われるのは、区としては多分不本意だと思いますので、何か課題の種類というか、対象を少し違うまとめ方にするほうがいいのかもしいかなと思いました。

○森本会長 先生のおっしゃるとおりで、国の役所がつくるやつでも同じような悩みが結構あります。ありがとうございました。

阿部副会長、よろしく願いいたします。

○阿部副会長 私からは大きく2つあって、それぞれの中にちょこちょこあるんですけれども、まず、みどりの専門の立場としてというのが1つ目で、これは前回の審議会のときに、平仮名のみどりだとかグリーンインフラの関わりだとか、その辺の概念の整理のあたりがかなりディスカッションされ、御指摘いただいていたのを、区としてはかなり御苦労されながら、頑張って整理いただいたなという印象です。

ただ、それでももう一歩いけないかなというのが、例えば39ページ辺りで、みどりの現況を見ていくと、減っていくということになっているんですけれども、確かに総体としてはそうかもしれませんが、公園数は増えているというのが実態としてはあるはずじゃないか。下のほうに公園数が増えている棒線が出ていますし。

それから、先ほど朝吹委員からもあったように、公共施設でのみどりもそれなりに増えているんじゃないかという気もしないでもないので、だから一概に総体として増えているだけではなくて、そういったところでは頑張っていますよというのは入れておいてもいいのかなという気がしました。

それから、コラムで「世田谷ひとつぼみどりのススメ」が入っていましたがけれども、あれが何なのかがちょっと分からないので、みどりの基本計画の中で区民がやれるレベルでの取組の一つだと思うので、少なくとも出典はみどりの基本計画よりみたいな感じで書い

ておいたほうがいいのかなど。あと、結構パンフレットもすてきだったので、そこら辺も何かあってもいいのかなという気がしました。

それからあと、68ページ辺りが「農」の政策の個別あたりの話なんですけれども、こっちに書くのか、それとも83ページの分野横断的なほうで書いたらいいのか、ちょっとそこら辺はあれなんですけれども、少なくとも「農」というのが国の政策的に特定生産緑地みたいな形で、これまでは市街化されるべき土地というふうになっていたのが、都市にあるべき土地というふうに概念が変わってきたというあたりの話、そこら辺は何か強調しておいてもいいのかもしれないし、その中で例えば農家レストランができるようになったとか、直売所とか、あと、東京都の農の風景育成地区の第1号になったところもあるので、ああいった農業公園というのをうまく活用してみたいな、それがもっと出てくるといいのかなと、表現としてそんな感じがしました。

それとあと、81ページの分野横断のダイアグラム、※はつけたんですけれども、もしかしたら「みどり」というところから右のほうに伸びて行って、「グリーンインフラ」と「農」の下のところにも薄いオレンジがかぶっていてもいいのかなというような感じがしました。

それとあと、副会長という形でさっき会長から御指名いただきましたので、副会長としてのコメントとしては、最後の99ページ以降の行動指針なんですけれども、そこまでの本体としてはかなりもう熟してきていると思うんですよ。だから、これをいかにいろんな主体が行動していくかだと思うので、そう考えていくと、本編に対して、ここでやるべきことのラインナップがちょっと心細いというか、あとはもうちょっと身近な具体性があったでもいいのかなみたいな気がしました。

それとあと、表現の方法として、「努めます」みたいな言い方が、区としてはいいと思うんですけれども、区民とか企業は「努めます」というと何か宣誓させられているみたいな感じになってしまうので、何とかで止めてしまうとか、何とかしようみたいな感じにするのか、体言止めでいってもいいんじゃないかなという気がしました。例えば公園の維持管理なんかも書いてあるんですけれども、何か公園の維持管理をさせられるみたいな感じもあるので、だから例えば、ここまで柔らかい言い方をするのはどうかとは思いますが、例えば「公園にお散歩に行って公園を楽しみましょう」とかね。それによって例えば家にいる時間が少なくなって、少しでもクーラー消費量を減らすとか、そういったところにも間接的にはつながって行って、それでより豊かな楽しい時間も過ごせるみた

いなことになっていくかもしれないので、そこら辺のラインナップはさておき、文章の切り方、「努めます」という表現は、ちょっと工夫されてもいいのかなという気がしました。

○森本会長 ありがとうございます。とても大事な指摘で。

事務局、コメントをお願いいたします。

○中西環境政策部長 専門の分野と副会長としてコメントをいただきまして、ありがとうございます。

みどりのところは、もう阿部先生のおっしゃっているとおりだと思うので、御指摘いただいたところを可能な限りきちんと修正していきたいと思います。

それから、「環境行動指針」についても、もうちょっと具体性があつたほうがいいんじゃないかということとか、あと、語尾の表現について、確かに宣誓をさせられているみたいに思えるという御指摘もあつたので、この間、多分「環境行動指針」は、このような文章でやってきていると思うんですけども、この機会に少し表現を改めてもいいのかなと今のお話を聞いて思いましたので、ちょっと工夫をさせてください。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは田中委員、お願いいたします。

○田中（真）委員 順番がひょっとしたら甲斐委員のほうが早いかもしれないんですけども、すみません。今の副会長のお話ですけども、その前の私の質問というか話とも通じるんですけども、「環境行動指針」というのも、やっぱり「区民」、「事業者」、「区」と分かれているんですけども、これは、やるのは全部区なんですよ、基本。

○上原環境計画課長 事務局です。環境行動指針は、それぞれの主体が行ったほうが望ましいものを指針としてまとめたものになりまして、計画本編のほうは、第7章までは世田谷区が、環境基本計画、行政計画として進めていくものです。一方、環境行動指針というのは世田谷区の環境基本条例に定められておりまして、区民、事業者、行政がそれぞれ行うべき指針をまとめていって、この中に取り込んでいるというたてつけになっております。

ただ、副会長からもお話がありましたし、なかなか分かりづらい部分であると思っておりますので、先ほど田中委員から御指摘いただきました部分と、あと「環境行動指針」の部分より分かりやすいような形、表現というものは、ちょっと今後、修正をさせていただきたいと思います。

○田中（真）委員 ありがとうございます。確かに99ページ、上のほうには今、上原課長がおっしゃったような説明はあるんですけども、前のほうから読んでくると、これ、誰がやるのというのがちょっと分かりにくいので、ぜひお願いいたします。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは甲斐委員、お願いします。

○甲斐委員 私も、最後の行動指針の表現についてなんだけれども、やっぱり書き方によって、何かすごくやらされている感が出てきてしまうところがあるなというのはすごく感じていて、ここの捉え方って、基本的には、環境がもたらすベネフィットを自分のこと化させるんだという、そのベネフィットを認識して行動するというふうに捉えていけば、行動の必然的な自分のこと化が起こるんだという表現になるんじゃないかなと思うんですね。その辺のベネフィットの認識と、それに基づいて自分は行動するといった表現の工夫をされるといいなと思いました。

○森本会長 なるほど。確かに手入れというものが結局自分に利益が返ってきて、かつ、それが自分の行動につながる、そこがうまくつながればいいですね。

○甲斐委員 その循環を自分の中でサイクルをつくり上げていくというところですよ。

○森本会長 よく分かりました。私も事務方とよく連携して、工夫したいと思います。

○甲斐委員 お願いします。

○森本会長 菅井委員、お願いします。

○菅井委員 さっき言い忘れてしまって申し訳ないです。環境基本計画（後期）との連携というか、連絡性というか、連続性というのはどういうふうに考えるのか、あまり事務局のほうから聞いた記憶がないんですけども、後期の計画の中で、地方自治体との連携というのが1つ計画の中で取り上げられていたと思うんですけども、今回そのコメントがどこにもなかったと思うんです。区民と区の関係、環境との関係というので「計画の推進」なんかにはしっかり書かれていますけれども、ここに実現に向けて、地方自治体との関連とかというのを書くのか、その辺、どういうふうに考えたらいいいのかなと思ったんですけども。

○上原環境計画課長 菅井委員、すみません、今おっしゃっていた自治体との連携というのは、再生可能エネルギーに関する電力連携の文脈のところですか。後期の計画のどの部分を指しておっしゃっていますか。

○菅井委員　そうです、世田谷区が地方の電力事業者と契約を結んで、それを区民、あるいは区の施設に送電というか、売電契約を結ぶように区が間に入るとか、それは推進するということが後期計画の中でも、あるいは去年の地球温暖化対策地域推進計画の中でもそういうふうに書かれていたと思うんですけども、今回、そのあたりが一切なかったような気がするんですが。

○上原環境計画課長　ありがとうございます。57ページの「区役所」の部分での「対応の方向性」のところに自治体間連携の記載をさせていただいております。総合計画ということで、基本的には各個別計画で個別事業の進め方は記載させていただいておりますが、考え方として自治体間連携を進めていくという部分は、少しですけども、記述はさせていただいております。

○菅井委員　分かりました。そうすると、この部分だけですね。自治体関係のコメントはここだけで終わらせるという理解でよろしいんですか。

○上原環境計画課長　やらないということではなくて、温対計画に記載させていただいておりますので、自治体間連携による再エネというのは進めてまいりますけれども、どのような形で記述するかという部分では、こういう形で整理させていただいております。

○菅井委員　はい、分かりました。

○森本会長　ありがとうございました。たくさん御意見をいただきました。修文もありますので、この辺は事務局と私に一任をいただければありがたいなと思います。まださらに追加的にもし何かありましたら、メールで事務局に提出いただければありがたいと思います。事務局の取りまとめの都合もございますので、7月12日までにいただければありがたいと思います。

最後に、では私も1点、コメントさせてもらおうと、今回の基本計画で「手入れ」というワードをつくっていただいたということと、それから、分野横断的に取り組むというところについて、結構厚めに入れていただいたというのは大変いいかなと思っています。というのは、温暖化対策であれ、新しく環境の取組を全くゼロから進めることは、区民も含めてなかなか難しいと思うんですけども、今やっていることが実は環境にいいことだ、あるいは、さらにもうちょっと付加価値をつければもっとよくなる、こういうメッセージが今回の基本計画で強く出たんじゃないかと。そのほうがみんなのやる気が起きるし、それから、巻き込むことができる。別の観点からやっている人が環境から取り組める、そういういいきっかけになるんじゃないかなと実は思っていて、この基本計画、非常にこれ

からのアクションに楽しみだと、実は私は思っています。

私の意見は以上でございます。では最後に、事務局から、計画素案における今後の流れについて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上原環境計画課長 会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、多くの御意見をありがとうございました。

今後、この計画素案につきましては、本日いただいた御意見を踏まえまして、8月に庁内の会議等にも諮りまして調整をさせていただき、9月上旬の議会報告も経て、9月中旬に素案の公表、シンポジウムの開催、それからパブリックコメントの実施、こういったことを予定してございます。この公表の前に、審議会委員の皆様には、今日の御意見を踏まえた修正部分と庁内の調整等も併せた最終的な素案の結果を送らせていただく形で、進めていきたいと考えてございます。最終的には11月に、パブリックコメントの結果も含めまして、案という形でまた御報告をさせていただきたいと考えてございます。

○森本会長 ありがとうございました。本審議会における議論の内容、庁内会議における意見の反映など、計画素案の確定までの作業については、私と事務局に一任をいただければと考えてございます。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項もたくさんありますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告資料1、「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和5年度実績報告について、区から説明をお願いいたします。

○黒岩みどり政策課長 では、報告資料1に沿って、みどり政策課長の黒岩から説明させていただきます。共有をお願いできたらと思います。

では、1の主旨についてですけれども、「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和5年度の個別取組の実績をまとめたので報告するということでございます。

2、行動計画につきましては、各計画の取組体系として次のページに記載してあるように、各計画の取組方針がございますので、そちらに基づいて、行動計画で個別取組の内容、目標を定め、取組を推進しているという状況にありまして、詳細については報告資料1-1のとおりですが、こちらの説明は、最後に、堅山委員から事前にいただいている質問の回答と併せてお伝えさせていただきます。

3、実績に対する評価についてですけれども、こちらは記載のとおりです。

4、評価のまとめですけれども、こちらについて、事前質問で御指摘いただきましたとおり、◎ないし○の評価が多く、おおむね計画どおり進行している状況と認識しております。

では続いて、事前にいただいた質問に沿って、報告資料1－1について概要説明をさせていただきます。

いただいた質問としましては、取組方針ごとに目標に対してどのような進捗状況かの説明をということでございましたが、ちょっと時間の関係もありますので、勝手ながら、参考の各計画の取組の体系という資料にあるような基本方針ごとに主な取組について説明させていただきます。

資料1－1には基本方針は省略していますので、参考資料を共有させていただきながら、聞いていただければと思います。PDFの2ページを開いていただければと思います。基本方針が5つございまして、順にどのような状況かを説明させていただきます。

基本方針－1については「水循環を支えるみどりを保全する」という内容でございます。対象としては、国分寺崖線、水、農地、社寺林といったまとまったみどりの保全について述べた項目です。

まず、崖線や社寺林といった施策のみどりに関しましては、保存樹木の制度や特別緑地保全地区、特別保護区、市民緑地などの様々な制度を活用しながら維持、保全しており、かつ区民の皆様にもPRしていつている状況です。さらに、もう一つ柱として、風致地区や崖線重点地区、あと、風景づくりの様々な地域設定によって、一定程度の届出や規制などを行いまして保全をしております。

さらに、水に関しましては、雨水貯留浸透施設の設置や雨庭など、雨水浸透に考慮した施設などを河川、緑地の整備の際にしておるところでございます。

また、農につきましては、農家支援や農への親しみを高める活動などでの農業振興とともに、生産緑地や貸借円滑化法などの制度を活用して農地保全を行っております。その中でも、税制等の問題、相続の問題でどうしても失われてしまう農地については、農業公園整備によって農業振興拠点を確保しているような形で進めています。

では次に、基本方針－2、「核となる魅力あるみどりを創出する」という内容になっていますが、こちらについては、核となるみどりとして、公園緑地の整備、維持活用、水辺の再生についてまとめております。これの概要としましては、区民との協働で防災や生物多様性、交流の拠点など様々な機能に着目して、公園緑地の整備などに取り組んでいくと

いうところで進めてまいっております。

次に基本方針－３、「街なかに多様なみどりをつくり、つなげる」という内容ですけれども、こちらは大きく、民有地に対してと公共公益施設に対してと２つございます。

まず、民有地に関しましては、建築時に一定以上の緑化を義務づけるという規制的なみどりの創出というのを行っておりまして、緑化地域制度とみどりの計画書という２段階の制度で運営しています。

緑化地域制度は都市緑地法に基づくもので、全国でも４市区、名古屋、横浜、豊田、世田谷という４つしか導入していませんで、かなり強めというか、しっかりと規制のできる制度になっております。それに加えて小規模の建て替えに関しても、みどりの計画書によって緑化を進めている状況です。

この規制に上乘せとしまして緑化助成制度というのがございまして、義務以上の緑化をする場合には助成を行っています。令和６年度にその助成制度を拡充しまして、さらにプラスアルファの緑化を進めていくよう進めているところです。

加えて、みどりと花いっぱい活動ということで、これは古いものだと４０年以上前から世田谷区でやっておるものですが、道路沿いや公園で、区民の皆様と協定を結んで管理をしていただいています。公園の中で花壇とかがある場合は、かなりこのみどりと花いっぱい活動を行っている箇所で行われているような状況です。

さらに、公共公益施設に関しましては、道路、学校などの関係部署や、地域振興課、災害対策課、保健所とも連携しまして、緑化や外来種などへの対応、防災的な機能を伴うみどりの整備というのを進めております。

次に、基本方針－４についてですけれども、「みどりと関わる活動を増やし、協働する」という内容でして、活動の連携や、みどりの情報の管理・発信というのを行っております。これの主な内容としましては、関係団体や他自治体、区民の皆様と一緒にやっている意見交換の会議のことや、専門家派遣、講座、相談窓口など、みどりに関する相談というか、みどりに関する知見を深められるような機会の創出、あとはこちらの環境計画課さんとか、風景と連携した取組などが行われています。

さらに、みどりの情報につきましては、５年に１度のみどりの資源調査や、ＮＰＯの専門家の方々により区内の各地で生き物の調査を行っていただいているほかに、生きものしらべという事業名で、区内で見つけた生き物を区民の皆様に報告してもらう取組というのを何年も連続してやっております。今年度からまたこちらの生きものしらべについてア

プリを導入して、さらに多くの方に御参加いただけるように進めているところです。

最後、基本方針 - 5 につきましては、「みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える」ということで、みどりの理解を深めていただき普及啓発を行う人材や、文化・歴史継承をしていただくという取組についてまとめております。

こちらについては、場や機会をつくるということで、ビジターセンターや土と農の交流園など、区の中にはみどりの核となる施設とがいろいろございますので、そういうものを活用して行っています。あと、地域全体が博物館であるというように捉えて、崖線などの地域にフィールドミュージアムとして掲示板やマップを配架しているという事業がございまして、区も、こういうものも拠点となる場として捉えています。さらに、特別保護区の一般公開だとか、公園で行うイベントなどの機会でも、みどりの理解を深める取組というのをしております。こちらの項目の中では、あと、学校で行っている自然観察会とか、その他、一般区民を対象にした講座、花づくり教室、イベントなど、様々記載しております。

また、文化・歴史継承としては、郷土資料館や次大夫堀の民家園、梅まつりや、生涯学習が行っている様々な取組との連携についてまとめております。

一応、区の行動計画に基づく実績に対して、進捗の全体の概要としては以上ということで、3 の説明としては以上になります。

続きまして、個別の質問もあと 3 ついただいておりますので、そちらについて説明させていただきます。

まず、具体的に例を 2 つ挙げていただいて、実績と目標進捗の関係がよく分からないという御指摘をいただいておりますので、いただいた例について説明させていただきます。まず、報告資料 1 - 1 の 1 ページ目の中の 1 - 1 - 2 の 1 つ目の項目である国分寺崖線の魅力周知についての御指摘でございますけれども、国分寺崖線の魅力周知に関しましては、先ほど申し上げたフィールドミュージアムの掲示板とか、そちらに置いているパンフレットの配架、また、崖線発見マップとして魅力をまとめたマップがございまして、そういうものを配布することで魅力の周知がしっかりと行われていると認識しています。一応パンフレットの配布数について確認したところ、フィールドミュージアムについては 4300 部、国分寺崖線のマップについても 1300 部程度、昨年度は配布している状況です。

次に、報告資料 1 - 1 の 3 ページ目にある 1 - 3 - 1 の農地の保全について、実施項目の実績が◎、○だけでも、本当に計画どおりに進んでいるのでしょうかという質問につ

いて御回答させていただきます。こちらについては、まず、農業振興計画で生産緑地の指定について目標を掲げておりまして、2029年に74ヘクタールの目標を掲げておるところなんですけれども、昨年8月時点で約81ヘクタールの生産緑地の指定がされていまして、こちらは順調に進んでいることが数字で分かるかと思います。これが促進できている背景として、農業者支援や農業公園の整備活用などによる農業振興に係る取組が一定程度成果を上げていると考えてよろしいのかなと考えております。

ただし、みどりの計画における、2016年度から10年間で農地の減少を10ヘクタールに抑えるという目標については、2021年までの5年間で既に9ヘクタール程度減少しておりまして、生産緑地が増えている一方で、生産緑地以外の農地が予定以上に減少している状況があるということは事実であり、そちらについても課題として捉えております。

最後に、せたがやカレープロジェクトについて、プロジェクトの継続が目標だが、実績は収穫体験2件実施になっており、関係が不明というような御意見をいただいておりますけれども、せたがやカレープロジェクトの目的は、活動団体、農業関連団体などと連携して、都市における農地の大切さや農業理解を促進することでありまして、昨年度は収穫体験等を通してこの目的を達成できたと考えており、そのような記載とさせていただきます。

長くなりましたが、説明については以上です。

○森本会長 丁寧ありがとうございました。

堅山委員、よろしゅうございましょうか。

○堅山委員 すみません、詳細に丁寧に御説明をしていただき大変申し訳ないんですけれども、何を実施しているというのは御説明いただいて分かります。しかし、実施した結果は、取組内容、取組方針、計画に対してはどうなったかがよく分からなかったのです。評価というものはそういうふうに行うべきじゃないかと思ったので質問させていただきました。

ただ、私が2つだけ代表的な例を挙げさせていただいた中で、農地の保全というのは、生産緑地の保全をやっていたけれども、農地は予定以上に減っていますというところに課題があると、そこが大事だと思います。それによって取組を変えなくちゃいけないとか、そういうことを報告していただくと、素人の我々としてもよく理解できてありがたいなということで、あえてこういう質問をさせていただきました。ひとつよろしく願います。

○森本会長　ありがとうございます。豎山委員の問題意識も分かりますし、まさに一生懸命やっておられるのも分かるんですけども、でも、確かにおっしゃるとおりの問題点はあるので、今後取り組んでいただければと考えております。

それでは、報告事項の(2)と(3)をまとめて御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本環境・エネルギー施策推進課長　環境・エネルギー施策推進課の山本です。

今、報告資料2を共有いたします。

まず、世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）案でございます。今年1月に素案をまとめておりまして、審議会でも御報告いたしましたが、このたび案をまとめたので報告いたします。

2にございます計画案として素案から案へ追加、変更したポイントでございますが、主に2つと、それから「その他」がございます。

(1)が太陽光発電設備の導入で、公共建築物の新築、改築における場合にはNearly ZEBを達成するという事で、太陽光発電設備の導入が不可欠であるということになっております。設置に当たっては、特に屋上の利用については、緑化あるいは設備を置くといったことで、面積をどのように活用するかが重要になってくるのですけれども、本文でいうと11ページに載せております。そういった屋上の利用につきましても、それぞれの用途で、緑化を取るから太陽光が駄目だというようなことではなくて、全ての用途がうまく屋根利用の中で競合して協力し合いながら、工夫してそれぞれが設置できるようになることを協議していきたいということを基本的な考え方として載せております。それが上の「目標」、「個別の取組み」の次の※に書いてございます。

それから、(2)が「省エネルギー診断」の活用になります。「その他の取組み」として挙げている中で、「庁舎における省エネルギー対策の徹底」の中ほどにありますけれども、「省エネルギー診断」の実施の検討ということで新たに設けております。それぞれ大規模な庁舎などではBEMSと言われる、エネルギーを見える化したような、中央制御できるようなものを持っていたりするのですけれども、それに併せて、さらに運用のほうでもきちんと省エネルギーできているのかとか、あるいは、それで適正なものなのかどうかを診断するようなことも今後検討していきたいということで載せております。

それから、その他の事項としては3点挙げておりますが、1点目が「重点的な取組み」として11ページから載せているものにつきましては、明確化し、確定しました。

それから、「その他の取組み」、今表示しているものについては内容を追加し、明確化します。

それから、一番最後の25ページ、こちらに、今期の計画は令和12年度までですけれども、その次の第7期の計画では、この2点、追加性のある再生可能エネルギーの導入とガスの脱炭素化ということを位置づけて説明として加えております。

内容は以上ですけれども、堅山委員から事前に質問を受けておりまして、その点につきましては3点ございました。

1つが、先ほど出ました太陽光発電設備の導入についてですが、ちょっと関係してはいますけれども、一部誤りが見つかりましたので、関係するのでこの場で御説明して修正しましたということで御報告いたします。こちら、(1)太陽光発電設備の導入ですが、全公共建築物の約21%に太陽光発電設備を設置するということで、これまで「設置可能な公共建築物の約21%以上」としていたんですけれども、正しくは「全公共建築物の約21%以上」ということで修正をしております。いただいた御意見については回答をお出ししておりますので、詳しくはそちらを御覧ください。

また、2番目の堅山委員からの御質問につきまして、次の再生可能エネルギーの導入になりますけれども、区役所のほうで、「公共建築物で使用する電力の68%以上を再生可能エネルギー電力」としております。これには区が公共建築物で設置する太陽光発電の量は含めておりませんので、除外したものとして考えていただければと思います。その部分が不明瞭でしたので、※で明確化しています。

そのほか、回答につきましてはシートのとおりですので御確認ください。

続きまして、報告資料3に移ります。御覧いただいていますでしょうか、公共施設省エネ・再エネ指針についてです。

こちらは同じように素案から案に変わりまして、追加、変更のポイントが主に3点と、あと、「その他」でございます。

まず(1)が、先ほどと同じですね、太陽光発電設備の導入の考え方を入れております。本文中では13ページに当たります。

次に、(2)グリーンインフラの着眼点の追加ですけれども、これは施設特性に投じたグリーンインフラにつきまして着眼点を示すということで、改めて本文の中でページを割いて追加しております。これが本文でいいますと29から30ページにございます。

それから、(3)が新築・改築・大規模な改修におけるZEB化の運用フローの追加です

が、こちらも32ページに改めて運用フローを追加しております。

その他は御覧のとおりです。

報告(2)と報告(3)につきましては以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、(2)と(3)、よろしゅうございましょうか。

次に行かせていただきます。報告資料4、開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について、御説明をお願い申し上げます。

○山本環境・エネルギー施策推進課長 続きまして、開発事業の協議状況につきまして御報告です。

資料は事前にお送りしたとおりでございます。エネルギー使用の合理化、みどりの保全・創出、資源の適正利用につきましては評価の星2つ、災害対策については3つとなっております、事業者に対する意見も御覧のとおりです。

説明は以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、あるいは御意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本日は予定の議事は以上でございます。

続きまして、区から情報提供があります。世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画について、御説明をお願いいたします。

○上原環境計画課長 環境計画課から御説明させていただきます。こちらは、昨年11月の審議会で素案について御報告させていただいたものでございます。この度、計画を策定しておりますので、御報告させていただくものでございます。

本庁舎に新たに設ける区民利用・交流拠点施設につきましては、環境団体等にも広く御利用いただきたいとの趣旨で、本審議会で情報提供させていただくものでございます。申し訳ありません、お時間もありますので特に中身は御説明いたしません、御覧いただいて、今後、市民や活動団体にとって使いやすい施設とするため整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ周知または活用をお願いしたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。ここは、言ってみればフリーオフィスみたいなイメージなんですかね。

○上原環境計画課長 おそらくフリースペースと事前予約制のところとに分かれるかと思いますが、使いやすいもの、あと、区民がいろんな相乗効果を交流で上げていくような、そんな施設を目指しているというふうに所管課からは聞いております。令和8年度からの開設なのでまだまだなのですが、あらかじめ委員の皆様には見ていただいて、お知り合いで環境団体とかがいらっしゃれば、区のほうでこんなのをつくっているみたいだよ、使ってみればと言っていたけると大変ありがたいという趣旨で御説明させていただいたところでございます。乞うご期待というところで、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○森本会長 ありがとうございます。とても楽しみなんですけれども、ありがとうございます。

以上が区からの情報提供となります。

続きまして、事務局から事務連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

○上原環境計画課長 ありがとうございます。本日の議事録について御案内をさせていただきます。議事録の内容につきましては、各委員に御確認いただき、まとめた上で、議事録とさせていただきます。

また、本日の審議会で御発言できなかった部分ですとか追加の御意見がございましたら、7月12日金曜日までにメールにて事務局にいただければ、受け取らせていただきます。それ以降も何かあれば、計画等を進めておりますので、御意見いただければと考えてございます。

続きまして、次回の環境審議会の日程について御案内いたします。令和6年11月12日火曜日午後3時から5時、オンライン開催となります。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。では、そのような形でお願いをいたします。

本日の日程はこれで終了でございます。先生方、本当にありがとうございました。

これをもちまして令和6年第3回世田谷区環境審議会を閉会したいと思います。先生方、本当にありがとうございました。

午後5時閉会